

組合員手続きのご案内

組合員の皆さまの高齢化が進んでおります。また名義変更ができていない人は、是非この機会に相続・譲渡の手続きをお願いいたします。

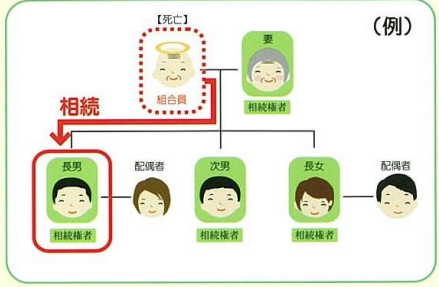
また、転居や団体の代表者の変更に伴う住所変更も、一報ください。

相続手続きについて知っておく5つのこと

- ① 死亡した後の名義変更は、権利の「相続」によって行います。
- ② 組合員の権利は、一人にのみ相続できます。
- ③ 「山林名義」は法務局、「組合員名義」は組合に届けます。
- ④ 相続人に孫が入ると、手続きがとて大変です。
- ⑤ 名義人が亡くなっていたら、相続しないと脱退はできません。

組合員の名義変更は組合員の生死により方法が異なります

相続 組合員が死亡している場合

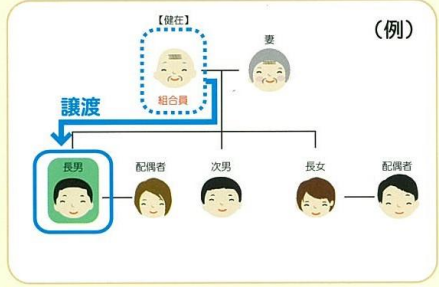


番号	提出書類	備考
(1)	相続届 もしくは 相続による組合加入申込書	※1
(2)	遺産分割協議書（コピー可）	※2
(3)	同意書（相続権者全員からの同意が必要）	実印押印
(4)	印鑑証明（相続権者全員分）	原本
(5)	改製原戸籍等相続関係が分かるもの	コピー可 【役場で取得】

定款では死亡日から90日以内に手続きを行うよう定められています。まだ、手続きがお済無の方は、直ぐに手続きを行って下さい。

- ※1：相続する人が組合員の場合は「相続届」、組合員でない場合は「相続による組合加入申込書」を使用します。
- ※2：(2)がある場合、(3)(4)(5)は不要です。
- ※ お手続きには実印と印鑑証明が必要です。

譲渡 生前に権利を譲りたい場合



番号	提出書類	申請者	備考
(1)	持分譲渡承認願	組合員	認印可
(2)	持分譲渡に伴う加入申込書	譲受人	認印可
(3)	持分譲渡承諾書（写）	譲受人	

【手続きの流れ】

- ① 持分譲渡承認願を組合に提出
- ② 理事会（承認）
- ③ 持分譲渡承諾書の発行 【現組合員（申請者）に郵送します】
- ④ 持分譲渡に伴う加入申込書に持分譲渡承諾書（写）を付けて提出
- ⑤ 手続き完了 【新組合員（譲受人）に証明書を郵送します】

- ※ 山林を受け継ぐ人を基本的に譲り渡してください。
- ※ 譲渡は、同意書を必要としないので、譲受人を誰にするかを予めご家族でご相談ください。
- ※ お孫さんに譲り渡すこともできます。

- ※ 譲受人が組合員の場合は(2)(3)は必要ありませんので、上記の手続きの流れ④は省略されます。
- ※ 譲渡手続きは理事会の承認が必要なので、手続きにお時間をいただきます。理事会は年に数回開催されますが、開催日は未定です。予めご了承ください。
- ※ 「譲渡による加入申込書」は、定款の定めにより、総代会前2週間は受付できません。

その他の手続き

加入 新規に加入される場合

- ・手続きには認印が必要です。
- ・総代会前2週間は受付できません。

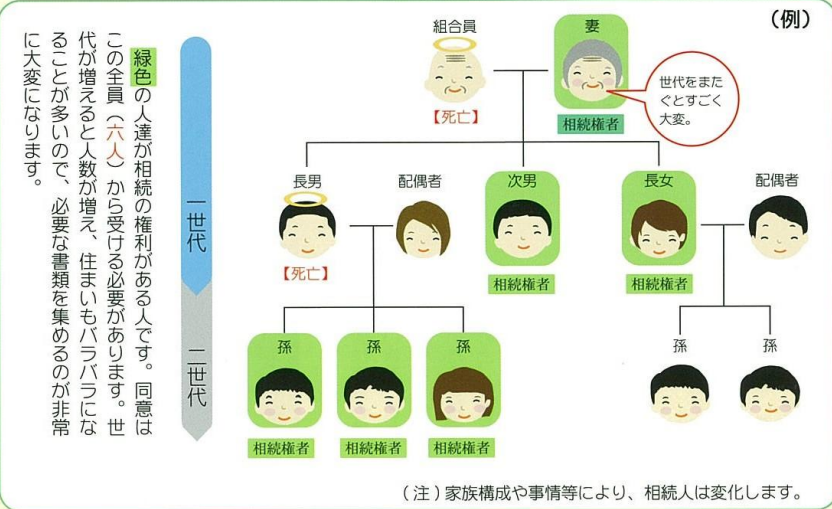
増資 出資口数を増やしたい場合

- ・手続きには認印が必要です。
- ・出資金が増え、口数が増加します。

脱退 組合員を脱退したい場合

- ・手続きには認印が必要です。
- ・出資金の払い戻しは総代会後になります。

- ※ 相続を除く手続きは、名義人以外からの申請は受理できません。相続脱退の場合は、相続と脱退を合わせた手続きが必要です。
- ※ 現在、出資証券は廃止し、証明書を発行しています。出資証券をお持ちの方はお手続きの際に総務部までお持ちください。
- ※ 出資は1口：千円です。
- ※ 脱退のお申し込みは、年度末(3/31)の60日前までの受付です。これを経過すると次年度の取扱になるのでご注意ください。
- ※ 出資に関するお問い合わせは総務部までお気軽にご連絡ください。



緑色の人が相続の権利がある人です。同意はこの全員（六人）から受ける必要があります。世代が増えると人数が増え、住まってもバラバラになることが多いので、必要な書類を集めるのが非常に大変になります。

（注）家族構成や事情等により、相続人は変化します。

- ① 名義変更＝相続
組合員が亡くなられた場合、組合員の権利は相続人に継承されます。権利の相続は、出資金の異動も伴うので、遺産分割協議書のコピーを添えて申請して下さい。なお、相続権者全員からの同意書、相続関係が証明できる書類での申請も可能です。
- ② 相続加入＝1名のみ
当森林組合の定款第十条に「相続加入」について規定されており、相続権者が複数人ある場合は、相続人の同意をもって選定された一人の相続人が権利を継承すると定められています。
- ③ 山林名義と組合員
山林名義の変更は法務局へ、組合員の名義変更は組合員へ届け下さい。
- ④ 多世代をまたぐと大変
相続対象者にお孫さんが含まれる場合は、対象になるお孫さんからの同意も必要になります。

脱退の前に相続が必要

名義人が死亡している場合は、組合員の相続後でない脱退手続きができません。それは、死亡した人からの脱退申請は受理できないからです。

出資に関する連絡先

◎お早目の手続きをお願いします

※死亡日から90日以内に手続きを行ってください。

郵送での手続きも可能です。是非、「ご連絡ください。」

手続について分からないことがありましたら、お気軽にご相談ください。

〒791-1201
愛媛県上浮穴郡久万高原町久万
265番地3
総務部
久万広域森林組合
(電話) 0899-2211255
(FAX) 0899-2212710